

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を算定して公表することを義務付けています。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.3%	69.9%

【健全化判断比率】

1 実質赤字比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等の赤字の割合で、正の数値が赤字の割合を示します。実質赤字がない場合（負の数値）は、「—」が表示されます。

＜早期健全化基準＞ 11.25% ＜財政再生基準＞ 20.0%

（単位：千円）

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	3,959,775
	電気事業経営記念基金会計	102
	土地区画整理清算金会計	192
	母子・寡婦福祉資金貸付金会計	3,035
	公債管理事業会計	0
合 計 ①		3,963,104
標準財政規模 ②		164,267,070
実質赤字比率 $(-1 \times ①) \div ②$		— (△2.41%)

2 連結実質赤字比率

地方公共団体の標準財政規模における全会計を対象とした赤字の割合で、正の数値が赤字の割合を示します。実質赤字がない場合（負の数値）は、「—」が表示されます。

＜早期健全化基準＞ 16.25% ＜財政再生基準＞ 30.0%

（単位：千円）

会 計 名	実質収支額又は資金不足・剰余額
一般会計等	3,963,104
競輪事業会計	361,850
国民健康保険事業会計	4,020,329
簡易水道事業会計	2,088
農業集落排水事業会計	1,501
清掃工場発電事業会計	18,799
駐車場事業会計	327
介護保険事業会計	725,006
介護保険サービス会計	190
中央卸売市場事業会計	39,654
後期高齢者医療事業会計	275,103
病院事業会計	6,876,889
水道事業会計	12,993,443
下水道事業会計	7,537,601
合 計 ①	36,815,884
標準財政規模 ②	164,267,070
連結実質赤字比率 $(-1 \times ①) \div ②$	— (△22.41%)

3 実質公債費比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の割合を示し、3か年平均で表します。

<早期健全化基準> 25.0% <財政再生基準> 35.0%

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成25年度	平成24年度
元利償還金 ①	32,664,775	34,746,152	35,029,355
準元利償還金 ②	14,351,909	13,753,342	13,697,381
①又は②に充てられる特定財源 ③	10,229,461	10,114,977	9,990,469
算入公債費及び算入準公債費の額 ④	25,459,947	25,206,117	24,256,532
標準財政規模 ⑤	164,267,070	165,129,535	163,439,162
実質公債費比率(単年度) ((①+②) - (③+④)) ÷ (⑤-④)	8.16044%	9.41829%	10.40341%
実質公債費比率(3か年平均)	9.3%		

4 将来負担比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(地方公社や第三セクター等の負債を含む)の割合を示します。

<早期健全化基準> 400.0%

(単位：千円)

項目	平成26年度
地方債の現在高 ①	441,892,566
債務負担行為に基づく支出予定額 ②	5,889,956
公営企業債等繰入見込額 ③	92,817,893
組合等負担等見込額 ④	1,171,507
退職手当負担見込額 ⑤	42,083,426
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	2,150,099
連結実質赤字額 ⑦	0
組合等連結実質赤字負担見込額 ⑧	0
将来負担額 ⑨ (①~⑧の合計)	586,005,447
充当可能基金 ⑩	58,151,343
充当可能特定収入 ⑪	87,383,635
基準財政需要額算入見込額 ⑫	343,410,116
充当可能財源等 ⑬ (⑩~⑫の合計)	488,945,094
標準財政規模 ⑭	164,267,070
算入公債費等の額 ⑮	25,459,947
将来負担比率 (⑨-⑬) ÷ (⑭-⑮)	69.9%

【資金不足比率】

公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模（料金収入の規模）に対する割合で、正の値が資金不足の割合を示します。資金不足がない場合（負の数値）は、「－」が表示されます。

病院事業会計	水道事業会計	下水道事業会計	簡易水道事業会計	農業集落排水事業会計	清掃工場発電事業会計	中央卸売市場事業会計
－	－	－	－	－	－	－

<経営健全化基準> 20.0%

（単位：千円、比率：％）

会計名	区分	資金不足額			事業規模	資金不足比率
		流動負債等 （又は歳出額等）	流動資産等 （又は歳入額等）	資金不足額		
病院事業会計	法適	3,100,574	9,977,463	△6,876,889	27,989,837	－
水道事業会計	法適	2,205,358	15,198,801	△12,993,443	9,388,352	－
下水道事業会計	法適	3,563,799	11,101,400	△7,537,601	14,687,908	－
簡易水道事業会計	法非適	835,511	837,599	△2,088	79,007	－
農業集落排水事業会計	法非適	543,997	545,498	△1,501	42,842	－
清掃工場発電事業会計	法非適	1,811,872	1,830,671	△18,799	1,146,065	－
中央卸売市場事業会計	法非適	694,695	734,349	△39,654	395,170	－

（注）算定方法は次のとおり。

$$\text{資金不足比率 (法適用)} = \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{資金不足比率 (法非適用)} = \frac{\text{歳出額等} - \text{歳入額等}}{\text{事業規模}}$$